

文教福祉常任委員会 会議録（要旨）

開催日時 令和5年3月7日 火曜日 9時55分～14時02分
開催場所 301・302 会議室
出席委員 土屋克之 副委員長、西尾雄次、七田満男、北川悦子、夷藤 満
欠席委員 恩道正博 委員長
オブザーバー (なし)
傍聴者 (なし)
説明員 桐山 教育長、北野 町民福祉部長、中川 町民福祉担当部長、堀川 教育部長、
宮崎 住民課担当課長、吉田 子育て支援課長、上前 保険年金課福祉課担当課長、
山田 福祉課長、四月朔日 文化スポーツ課長
事務局・書記 古賀 学校教育課長補佐

議 件

（1）町長提出議案の審査

- ・議案第 2号 令和4年度内灘町一般会計補正予算（第9号）
（議案第2号 説明）

【委員】

「図書館費」の繰越に関し、新図書館の進捗状況を確認したい

【説明員】

新図書館整備事業検討委員会を立ち上げ、基本構想や町民アンケート、委員からの意見を基に、新図書館の規模や配置、必要な施設の機能を取りまとめている。また、検討委員会から建設予定地として意見があった鶴ヶ丘4丁目県営住宅跡地の状況や課題の調査、検討に時間を要しており、年度内の基本計画策定が困難となったため、委託料を令和5年度へ繰越したい。

- ・議案第 3号 令和4年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
（議案第3号 説明）

- ・議案第 4号 令和4年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（議案第4号 説明）

- ・議案第 5号 令和4年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）
（議案第5号 説明）

議案第5号 令和4年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）

【委員】

居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の給付費が、当初予算額から10パーセント以上の減額となった事情は。

【説明員】

新型コロナウイルスの感染拡大の状況が見えないなかで当初予算を編成しており、予算不足としないよう必要と思われる額を計上したが、見込みを下回ったものである。

- ・ 議案第8号 令和5年度内灘町一般会計予算
（議案第8号 説明）

【委員】

認定こども園や保育所に通う児童の認定区分や、育児休業中の保育の継続利用についてはどのくらいか。

【説明員】

後ほどファイルストレージに資料を追加させていただきたい。

【委員】

地域猫活動推進交付金の増額理由は。

【説明員】

猫の避妊・去勢手術費用が上がり、地域からも交付金増額の要望があった。

- ・ 議案第9号 令和5年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算
（議案第9号 説明）

- ・ 議案第10号 令和5年度内灘町国民健康保険特別会計予算
（議案第10号 説明）

- ・ 議案第11号 令和5年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算
（議案第11号 説明）

- ・ 議案第12号 令和5年度内灘町介護保険特別会計予算
（議案第12号 説明）

- ・ 議案第19号 内灘町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について
（議案第19号 説明）

- ・ 議案第20号 内灘町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
（議案第20号 説明）

・議案第 21 号 内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（議案第 21 号 説明）

・議案第 22 号 内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（議案第 22 号 説明）

・議案第 23 号 内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（議案第 22 号 説明）

【委員】

従来の基準との主な改正点は。

【説明員】

これまでも基準や指針、マニュアルなどはあったが、送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、自動車の運行に関する規定を含めた安全計画を策定することとなった。

・議案第 24 号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（議案第 24 号 説明）

◎採決

議案第 2 号、3 号、4 号、5 号、8 号、9 号、10 号、11 号、12 号、19 号、20 号、21 号、22 号、23 号、24 号…いずれも原案可決とする。

（2）執行部からの報告事項

・令和 5 年度 国民健康保険税条例の改正（案）について

令和 5 年 3 月末に地方税法施行令等の一部改正が予定されており、公布後、専決処分により賦課限度額の引上げ及び軽減措置の判定基準額を拡大する条例改正を予定。

・屋内温水プールの利用制限について

3 月 6 日 月曜日に、プールの水を循環させるポンプの故障が発生したため、修繕に係る期間、プールの利用を休止し、現地作業及び調整を行う。順調ならば、今月 13 日 月曜日から営業を再開できる見込み。再開が決定次第、お知らせする。

（3）その他

・UFO 事業の太陽光発電パネル等の破損について

破損の確認は令和4年12月17日であり、それ以前の悪天候が破損の原因と思われる。破損の内容は、ソーラー下部のフロート（浮き）が破損した事により、パネルの一部が水没し、破損したものであり、現在、修繕、撤去の両方で業者と協議を行っている。金額が分かり次第、文教福祉常任委員会において方針等を示したいが、多額の費用が見込まれるため、補正予算等による対応をお願いしたい。

（以上）